

職員のための 情報共有・市民参加推進の手引き 【解説書】



まちづくり応援キャラクター
「まっちゃん」



自治基本条例キャラクター
「じっちゃん」

平成20年12月
市民自治推進本部

はじめに

札幌市では19年4月に「札幌市自治基本条例」を施行しました。

この条例は、「自分たちの地域のことは自分たちで考え、決め、そして行動する」という市民自治によるまちづくりを進めるための、市民、議会、行政の共通のルールです。

また、19年6月に策定した「さっぽろ元気ビジョン第2ステージ」においても、『市民自治が息づくまちづくり』ということをもちづくりの根本に据え、市民が主役のまちづくりを進めることとしています。

市民自治による市民が主役のまちづくりを進める上で重要なポイントは大きく2つあります。1つには「情報共有」であり、もう1つは「市民参加」です。

市民、議会、行政が同じ情報を共有することによって、誰もがいつでも札幌市のまちづくりについて考え、そして話し合うことができる環境を整え、その結果を地域で市民それぞれが自ら実践するとともに、市政に反映させていく。このような取り組みの積み重ねが市民自治を札幌にしっかりと根付かせていくことにつながります。

札幌市ではこれまでも各種広報資料の作成・配布や情報公開制度の実施、審議会等への公募委員の募集やパブリックコメントの実施など、「情報共有」と「市民参加」を促進する取り組みを進めて来ましたが、これらを更に進めていくためには、市役所の仕事の仕方を従来と変えていく必要があります。

条例にも規定しているとおり、「政策の立案」「実施」「評価等」の各段階で適切に情報共有を図るとともに、市民参加で政策、施策、事業を推進していく体制をこれまでも増してしっかりと構築していかなければなりません。

この「手引書」は、職務を遂行していくうえで、「情報共有」と「市民参加」を推進していくために必要な事柄をまとめたものであり、「市民自治が実感できるまち」を市民とともに考え、創り上げていくために作成したものです。

各職員におかれましては、この「手引書」に基づき、今まで以上に「情報共有」と「市民参加」による事業実施に努めていただきたいと思いますと考えております。

なお、他都市においては、この「手引書」に記載されているような事項を、「条例」若しくは「要綱」といった形で規定している例も見受けられますが、札幌市においては、より充実した市民自治の仕組みを創り上げていくために、この「手引書」に基づく実践を積み重ね、その結果を踏まえてその後の取り扱いについて検討していくこととしています。

それでは、「市民が主役のまちづくり」を進めるため、全庁一丸となって仕事の仕方を変えて行きましょう。

平成20年12月

市民自治推進本部 本部長

副市長 加藤 啓世



目 次

第1章 情報共有、市民参加の必要性等	1
1 なぜ情報共有と市民参加が必要なのか	1
(1) 資産を活用したまちの個性づくり	1
(2) 市民ニーズの多様化、高度化	1
(3) 事業の選択と集中	1
(4) 地方分権などの進展	2
(5) 市民の参加意欲の拡大への適切な対応	2
2 条例上の位置づけなど	3
(1) 基本原則.....	4
(2) 市民の権利	5
(3) 行政運営の基本	6
(4) 情報共有.....	7
(5) 市民参加.....	8
第2章 情報共有の推進	10
情報共有の推進にあたって	10
1 情報共有の必要性等	10
2 情報提供の充実に向けた視点	11
3 情報の提供時期と内容等	13
(1) 企画立案・計画段階	13
(2) 決定後・実施段階	15
(3) 実施後の評価・改善段階.....	15
4 情報提供のポイント	16
(1) 目的を確認する	16
(2) 対象者を確認する	17
(3) 内容の掲載順位を確認する	18
(4) 提供時期を確認する	18
(5) 具体的な提供方法を工夫する	18
(6) 表現の仕方を工夫する	19
(7) 「評価」を受け「改善」する	19
具体的な情報提供方法等	20
1 情報提供手法の選定にあたって	20

2	情報提供手法の例と特徴	21
(1)	広報さっぽろ	21
(2)	ホームページ	21
(3)	ポスター、パンフレット	21
(4)	市政広報番組（テレビ、ラジオ等）	22
(5)	報道機関への情報提供	22
(6)	メールマガジン	22
(7)	出前講座・出前トーク	22
(8)	説明会	22
3	複数手法での実施	23
4	表現方法の工夫例等	24
(1)	表現方法などの工夫	24
(2)	表現の仕方の工夫	25
(3)	その他	27
第3章	市民参加の推進	28
	市民参加の推進にあたって	28
1	市民参加の必要性	28
2	市民参加とは	29
(1)	市政への参加	29
(2)	身近な地域のまちづくりへの参加	30
3	市民参加の実施時期	31
(1)	企画立案・計画段階	31
(2)	実施段階	31
(3)	評価・改善段階	31
4	市民参加で出された意見への対応	33
(1)	市政への反映	33
(2)	結果等の公表	33
	市民参加の実施過程における検討状況等	33
	市民参加結果に対する意思決定内容とその理由	33
5	市民参加の取り組み状況の公表	34
(1)	取り組み予定の公表	34
(2)	取り組み結果の公表	34
(3)	取り組み予定及び結果の公表方法	35

6 市民参加促進のための情報提供手法の充実	36
(1) 広報さっぽろに掲載する情報の充実	36
(2) ホームページの充実	36
7 市民参加促進に必要なその他の事項	37
(1) 適切な参加対象の設定	37
(2) 気軽に参加できるきっかけづくり	37
(3) 参加しやすい環境づくり	37
(4) 意見を出しやすい雰囲気づくり	37
(5) 参加意欲を増進するメニューの設定	38
(6) 柔軟な対応	38
企画立案・計画段階における市民参加	39
1 市民参加の対象事業の選定等	39
(1) 必ず対象とする事項	39
市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は 変更、改定	39
市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正、廃止	40
市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例及び 条例の委任により定める市民に義務を課し、市民の権利を制限するこ を内容とする規則並びにこれらに類する告示等の制定、改正、廃止 ...	40
公共の用に供される大規模な施設の設置及びその利用や運営に関す る計画等の策定又は変更、廃止	40
市民の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改正、廃止	41
市民の生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更、廃止	41
費用対効果等を十分に見極めて実施することが必要な大規模な行事 等の計画の策定又は変更、廃止	42
(2) 市民参加の例外事項	43
緊急に行わなければならないもの	43
法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であ り、政策的判断を行う余地がないもの	43
軽易なもの	43
市の機関内部の事務処理に関するもの	43
市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する もの	44

2 例外事項に該当する場合の理由の公表	45
(1) 公表対象	45
(2) 公表方法	45
3 必須事項以外での市民参加の実施	46
4 複数手法での実施	47
5 企画立案・計画段階での市民参加手法等	48
(1) 参加手法	48
市民意見公募	48
審議会、協議会、委員会等	48
市民会議	48
意見交換会	49
公聴会	49
研究集会	49
アンケート	50
その他	50
(2) 各手法の実施方法等	51
市民意見公募	51
審議会、協議会、委員会等	52
市民会議	54
意見交換会	56
公聴会	58
研究集会	61
アンケート	63
実施段階における市民参加	65
1 市民参加の対象事業の選定等	65
(1) 効果が期待できる事業	65
きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業	65
地域の実情に配慮して推進する必要がある事業	65
市民が当事者性を発揮し主体的に参加することが求められる事業 ..	66
市民の豊かな発想を活かしたり、広く市民の参加が望まれる事業 ..	66
市民の持つ高い専門性や先駆性の活用が求められる事業	66
状況に応じて迅速な対応や機敏性が求められる事業	66
(2) 効果が期待できる事業の形態・内容	67
公共施設の建設内容の検討に関すること	67
公共施設の管理運営や運営内容の企画に関すること	67
多くの市民が参加する行事の実施に関すること	67

講座、講習会等の開催に関する事	67
多くの方々の参加が必要な分野の事業の実施に関する事	68
特定の地域を対象とした事業の実施に関する事	68
2 市民参加の手法等	68
(1) 実行委員会、協議会、検討委員会	68
(2) 事業共催	68
(3) 事業協力	69
(4) 市民スタッフ	69
(5) 事業委託	70
評価・改善段階における市民参加	71
1 市民参加の対象事業の選定等	71
2 評価・改善段階での市民参加手法等	71
(1) 既存の広聴制度の活用	71
(2) コールセンター対応履歴の活用	72
(3) 行政評価結果の活用	73
(4) 参加した市民による評価の実施	73
(5) アンケートの実施	74
(6) モニター制度の実施	74
第4章 資料	75
1 札幌市自治基本条例	75
2 その他	83
(1) 情報共有に関する規程等	83
(2) 市民参加に関する規程等	85

